



4 医療

子どものすこやかな成長のために、乳幼児の健康診査や予防接種があります。市区町村の役所からのお知らせには必ず目を通すようにしましょう。

4-1 乳幼児健康診査(集団健診)

3~4カ月、8~10カ月、1歳6カ月、3歳などの乳幼児を対象に、発育・発達の診察、身長・体重の測定、育児相談などを行います。各市区町村により実施方法などが異なりますから、保健所や保健センターに確認して行いましょう。

4-2 予防接種

予防接種は、病気の感染を予防したり、発病を予防したり、症状を軽減したり、また、病気の蔓延を防いだりするための注射などのことです。感染症を予防するために予防接種法で定められたものです。予防接種法に基づく予防接種は、無料で受けることができます。病気にかからないように免疫をつけておく、とても大切なものです。

わからないことや心配なことがある場合は、かかりつけの医師や、市区町村の役所、保健所に相談してください。

4-3 乳幼児の医療費の負担の特例

健康保険に加入している場合、一般的には、医療費の3割が自己負担となりますが、義務教育就学前(6歳に達する日以降の最初の3月31日まで)は負担が2割となります。また、乳幼児医療費助成制度をそれぞれ独自に実施している自治体もあります。